

放射性物質の取扱いに係る経緯

1 環境基本法の改正

従来、放射性物質による環境の汚染については、環境基本法第 13 条において、「原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」とされ、環境法の対象外であった。

しかし、平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染に対処するため、放射性物質汚染対処特別措置法が制定されたことを踏まえ、今後、類似の問題に対応することを念頭におき、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成 24 年 9 月に環境基本法が改正され、環境基本法第 13 条が削除された。



2 環境影響評価法の改正

平成 24 年 11 月に、中央環境審議会より、放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について意見具申があり、その中で、環境影響評価法については「改正環境基本法の趣旨を踏まえ、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する」こととされた。

これを受けて、当該規定は削除されることとなり、平成 25 年 6 月に改正法が成立した。なお、同法は平成 27 年 6 月に施行される予定である。



3 基本的事項の改正

環境影響評価法の改正に伴い、環境影響評価を行う項目の選定の指針など、全ての事業に共通する基本的な方針である「基本的事項」に、放射性物質に係る規定を追加する必要が生じた。

国は、平成 26 年 1 月に、基本的事項の改正等に必要となる具体的な検討を行うために検討委員会を設置し、同委員会より 6 月に報告書が提出され、同月、基本的事項が改正された。

なお、報告書では、対象事業は次の 2 種類が想定されるとしている。

(1) 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れのある事業
「避難指示区域等で法対象事業を実施する場合を一つの目安とすることが想定される」としている。

(2) 供用中に放射性物質を取扱いうる事業

原子力発電所の設置等及び廃棄物最終処分場の設置等の事業が考えられ、廃棄物最終処分場については、8,000Bq/kg 以下の廃棄物であれば、通常行われている処理方法により安全に処理することが十分可能である、としている。